

資料編

資料編

1 札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会の名簿

(札幌市保健所運営協議会 札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会名簿)

平成 26 年 4 月 22 日現在

委員名	公職及び役職
上杉 由希子	認定 NPO 法人 HOKKAIDO しっぽの会 副理事
大屋 聡子	公募委員
折戸 直美	公募委員
海野尾 英樹	学校法人吉田学園 吉田学園動物看護専門学校 副校長
桂 太郎	札幌市小動物獣医師会 会長
佐藤 真妃	公募委員
高橋 徹	公益社団法人 北海道獣医師会 会長
滝口 満喜	国立大学法人 北海道大学 大学院獣医学研究科 教授
名取 裕憲	公益社団法人 日本愛玩動物協会 北海道支部長
樋原 均	北海道ペット事業協同組合 組合長

五十音順 敬称略

2 検討経過

(1) 設置形態と委員構成

札幌市保健所運営協議会の専門部会として、「札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会」を設置し、専門的な見地より審議を実施。

[H26. 2. 27 札幌市保健所運営協議会の承認、委員会開催計 5 回 (H26. 3～H26. 10)]

・委嘱委員は、学識経験者（獣医系大学 1 名、獣医師会 2 名）、動物取扱業者 1 名、動物専門学校 1 名、動物愛護団体代表 2 名（女性 1 名）公募市民 女性 3 名
合計 10 名（内女性 4 名）

(2) 主な検討内容

- ・ 第 1 回 (H26. 3. 27) 市民委員の選任
- ・ 第 2 回 (H26. 5. 14) 札幌市動物愛護管理行政の目標と基本方針
- ・ 第 3 回 (H26. 6. 30) センターの名称と体制、動物愛護管理に関する条例制定
- ・ 第 4 回 (H26. 7. 31) 条例制定、主不明の猫対策、愛護推進協議会（仮称）の設置
- ・ 第 5 回 (H26. 10. 14) 提言書（案）の作成、その他

(3) 審議概要

- ア 札幌市が掲げる動物愛護管理行政の目標について
- イ 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定について
- ウ 動物管理センターの業務のあり方について
- エ 動物管理センターの名称について
- オ 飼い主のいない猫対策について
- カ 札幌市動物愛護推進協議会（仮称）の設置について

3 提言書

別紙のとおり

【別紙】

平成 26 年 11 月 13 日

札幌市長 上田 文雄 殿

札幌市保健所運営協議会
委員長 松家 治道

札幌市の動物愛護管理行政のあり方について（提言）

札幌市保健所運営協議会において、札幌市の動物愛護管理行政のあり方に係る下記事項について審議しましたので、下記のとおり協議会の意見を付して提言します。

なお、本件については、専門部会「札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会」を設置しまして、専門的な見地から審議をお願いしましたことを申し添えます。

記

1 札幌市が掲げる動物愛護管理行政の目標について

札幌市が提示した「人と動物が共生する社会の実現」については、動物を飼う人も飼わない人も動物と共に平和に暮らす共生社会の実現に向け努力するという一方で、行政と市民が共に目指すべきものであります。

また、この目標を達成するために掲げる3つの重点項目「動物愛護精神の涵養」「動物の管理体制の整備」「動物の福祉向上」については、動物愛護管理行政をさらに進めていく上でバランスが取れており、まとまっていると考えます。

中でも「動物の福祉向上」については、虐待や多頭飼育等、動物に関する様々な問題が表面化する現代において重要となってくる項目であり、条例等で定義し、市民に明確に提示していくことは大変意義のあることと考えます。

しかしながら、このような目標の達成においては、動物を飼育する人や関心のある人だけではなく、動物を飼育していない人や関心のない人、動物が嫌いな人たちにも理解できるような方向性で進めていかなければならないと考えます。

つきましては、今後、目標の達成を目指すために推進する事業等については、上記の点を十分に検討するよう要望し、継続した進捗状況の報告など進行管理をお願いします。

2 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定について

札幌市が提示した目標を達成するためには、札幌市独自の動物愛護管理に関する条例を制定する必要があると考えます。

条例の内容に関する意見については、次のとおりです。

(1) 関係者等の責務について

札幌市が掲示した目標の達成については、関係者それぞれが自覚を持ち、かつ協力して施策等を実施していく必要があると考えます。

その中でも、市民については、動物を飼育している人だけが責務を負うと思われる可能性があることから、条例には、動物を飼育していない人も責務を負って協力していかなければならないと明確に記載するよう要望します。

(2) 動物の飼い主の遵守事項について

動物の飼い主の遵守事項に関し、条例に盛り込む内容については、以下の点について要望します。

- ・所有者等明示措置の方法等として、鑑札や迷子札の装着だけでなく、具体的に「マイクロチップの挿入」という言葉を盛り込むこと。
- ・動物の愛護及び管理に関する法律では動物の遺棄について罰則規定が設けられていますが、安易な飼育放棄が多い中、「動物を捨ててはいけないこと」について改めて条例に明記すること。

(3) 犬の飼い主の遵守事項について

犬の飼い主の遵守事項に関し、条例に盛り込む内容については、以下の点について要望します。

- ・係留の方法や咬傷事故の届出については、原則、現在の札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例の内容を踏襲すること。
- ・犬が公共の場所等において排せつした場合の適切な処理については、マナーがあまり守られていない現状を踏まえ、糞を持ち帰ることだけではなく尿についても適切な処理をすることを条例に明記すること。

なお、飼育の最終目標として、犬を外に連れ出す際は、自宅で排せつを済ませる努力をするよう条例に盛り込むことを検討すること。

(4) 多頭飼育の届出について

多頭飼育の届出については、条例に届出制度を盛り込むことを要望します。

なお、届出対象動物については、犬猫に加え、その他の動物についても今後のペット情勢を踏まえ、随時慎重に検討するよう要望します。

(5) 引取手数料の設定について

現在、札幌市では、飼育できなくなった動物を引き取る場合の手数料について、他都市が有料である中、無料となっています。

動物の愛護及び管理に関する法律では、終生飼養が明示され、これに反し、引取依頼する飼い主には、応分の費用の負担を求めるべきであり、また、これにより、安易な放棄の抑止力にもなることから、飼えなくなった動物を引き取る場合については、引取手数料を設定し、有料とすることを強く要望します。

3 動物管理センターの業務のあり方について

今後の札幌市動物管理センターのあり方に関する意見については、次のとおりです。

(1) 施設について

今後更に動物愛護を進めていくためには、施設の機能として、市民が親しみやすく、利用しやすく、様々な人々が交流できる場であることが望まれると考えます。

現在の動物管理センターは、動物の収容施設（動物管理センター福移支所）のみが郊外に設置されていることから上記の機能を果たせていません。

つきましては、現在の2か所ある施設をできる限り交通アクセスの良い場所の1か所に集約すること及び交流できる場としての様々な施設機能を整備することを検討していただくよう要望します。

なお、上記の検討に際しては、次の2点について慎重に検討いただくよう併せて要望します。

- ・災害時の愛護動物の救護、周囲への迷惑防止等に配慮し、十分な広さや立地条件等を含む場所の選定及び機能の整備
- ・目標に掲げる動物の福祉の向上を目指すために、長期間収容によるストレスの軽減等に配慮した設備を整えるとともに、シェルターメディスンの考え方（※）を取り入れることができる機能の整備

（※）「シェルターメディスンの考え方」とは

シェルターで暮らす動物に特化した獣医学のこと。シェルター内で暮らす動物たちの健康を維持しながら群管理を行い、心身ともに健康な動物を一頭でも多く譲渡することを目的としている。

(2) 事業について

今後の動物愛護に関する普及啓発においては、これまで以上に、地域、学校、家庭等において、様々な機会をとらえた教育活動や広報活動等に取り組むことが大変重要となり、その中でも、特に、次代を担う子どもたちに対する動物愛護の情操教育を推進していくことが社会的に求められています。

つきましては、今後の事業の推進について、行政、市民及び教育機関を含む関係機関が連携し、協働して施策を実施していけるための体制づくりを構築するとともに、特に動物を飼育していない人・関心のない人や子どもを対象とした事業を推進していくよう要望します。

(3) 札幌市が策定を検討する基本計画について

基本計画の策定については、本提言の内容に特段の留意を払い策定するよう要望します。

4 動物管理センターの名称について

センターの名称については、現在の「動物管理センター」という名称は、硬い表現であり、親しみやすい名称ではないと考えます。

札幌市が掲げる目標の達成に向けて主体となって活動する行政の担当部は、動物愛護管理行政について良いイメージを持ってもらうため、親しみやすい名称であることが望ましいと考えることから、愛護や福祉などの言葉を取り入れた名称に変更するこ

とを要望します。

また、今後は、子どもにも親しみを持ってもらえるよう愛称を取り入れることも検討するよう要望します。

5 飼い主のいない猫対策について

飼い主のいない猫の取り扱いについては、全国的に難しい問題となっています。

不幸な猫を一匹でも減らすために、以下の点について要望します。

- ・ 飼い主のいない猫に餌を与える人については、その責任を条例等で明確にし、責任を持って管理行動してもらえよう検討すること。
- ・ 飼い主のいない猫の避妊・去勢手術に係る助成制度の構築を検討すること。
- ・ 飼い主のいない猫に関するガイドラインを作成すること。
- ・ 上記事項については、不幸な猫を減らそうと活動するボランティアに配慮すること。

6 札幌市動物愛護推進協議会（仮称）の設置について

動物愛護推進協議会の設置については、今後の札幌市の動物愛護及び管理に関する施策の推進について、第三者が評価、助言、提案できる場合は必要であり、今後、条例で規定し設置することについて賛成します。

札幌市動物愛護管理基本構想

発行：札幌市保健福祉局保健所動物管理センター

〒063-0869 札幌市西区八軒9条東5丁目1-31

TEL 011-736-6134 FAX 011-736-6137

<http://www.city.sapporo.jp/inuneko/>